

地域政策研究

第15巻第1号

論 説

水田農業の再編と大規模水田経営 吉田 俊幸 (1)

地方議会の会議録に関するテキストマイニング分析

－高崎市議会を事例として－ 増田 正 (17)

ABL 債務者の事業再生に伴う課題

－流動動産譲渡担保及び流動債権譲渡担保の目的資産の活用の観点から－
..... 高岸 直樹 (33)

水田経営の構造変動と農地流動化

－新潟県長岡地域の事例により－ 王 倩 (49)

総 説

長期滞在型旅行における誘因の考察

－快楽消費の視点から－ 白井 義男 (65)

研究ノート

長野県飯田市における工業振興政策の方向性 井草 祐美 (81)

高崎経済大学地域政策学会正会員新刊案内 (93)

学位論文の審査結果の要旨 (94)

論 説

佐藤正子「和歌」を紡ぐ一言霊の導きのままに 千葉 貢 (140)

代官岡上景能の笠懸野開発をめぐる

－正しい地域史を知ること－ 西沢 淳男 (128)

本号執筆者

吉田 俊幸 高崎経済大学地域政策学部教授
千葉 貢 高崎経済大学地域政策学部教授
増田 正 高崎経済大学地域政策学部教授
西沢 淳男 高崎経済大学地域政策学部准教授
高岸 直樹 高崎経済大学地域政策学部非常勤講師
王 倩 高崎経済大学地域政策研究科博士後期課程
白井 義男 高崎経済大学地域政策学部教授
井草 祐美 高崎経済大学地域政策研究科博士前期課程

学会役員

会 長 新田 浩司
副会長 土肥 将敦
◎理 事 飯島 明宏
理 事 石井 清輝
理 事 岩田 和之
監 事 小牧 幸代
監 事 金子 智一

◎印は本号編集責任者

編集・庶務

丸橋 正弘
石上 智博
青山佐知子

地域政策研究 第15巻 第1号

平成24年8月24日 印刷
平成24年8月31日 発行

発行人

新田 浩司

発行所

高崎経済大学地域政策学会
〒370-0801 高崎市上並榎町 1300
電話 (027)344-6244
E-mail : c-gakkai@tcue.ac.jp
<http://www1.tcue.ac.jp/homel/c-gakkai/>

印刷者

上武印刷株式会社
高崎市島野町 890-25

「地域政策研究」投稿規定

(投稿の原則)

第1条 本誌に投稿される論文は未発表のものに限る。投稿者（連名の場合は筆頭著者）は、本会の正会員および特別会員とする。ただし、理事会が特に認めた場合はこの限りではない。

(投稿原稿の種類)

第2条 論説、総説、研究ノート、書評、その他理事会が認めたものとする。

- 1) 論説：実証的または理論的研究の結果で、オリジナルな研究成果をまとめたもの
- 2) 総説：特定の研究主題に関する研究成果を分析・検討し、研究史、研究の現状、将来への展望などについてまとめたもの
- 3) 研究ノート：調査研究成果の速報、研究動向・展望の紹介や報告、新しい研究手法の提案など
- 4) 書評：地域政策に関連のある文献に関する批評・紹介や抄録

(原稿の構成)

第3条 原稿の使用言語は、印刷可能な言語の範囲内とし、横書きまたは縦書きとする。原則として、ワープロで作成し、A4判用紙を使用する。

(原稿の長さ)

第4条 原稿の長さは、図・表や要旨を含めた刷り上がりページ数で、論説・総説が20ページ以内、研究ノートが10ページ以内、書評は2ページ以内とする。

(原稿の提出)

第5条 投稿者は、原稿、図・表、要旨などを、学会事務局に提出する。提出されたものは原則として返却しない。

(要旨とキーワード)

第6条 論説、総説、研究ノートには和文または英文の要旨をつけ、それぞれの末尾に日本語または英語のキーワードをつける。

(原稿の採択)

第7条 原稿の採否は編集委員会で検討し、理事会で決定する。編集委員会が必要と認めた場合には、加筆・修正を著者に依頼する。送りがなや句読点などの細部の表現や注・参考文献の記載方法などについては、編集委員会が適宜手を加えることがある。

(経費負担)

第8条 本誌に掲載された論文等の原稿料は支払わない。同じく投稿料は徴収しない。ただし、制限ページ数を超過した場合や、特殊な印刷の場合には、投稿者に実費を請求することがある。また、本誌の海外への送付料は、投稿者が負担する。

(校正)

第9条 著者校正は初稿のみとする。著者校正時の加筆は原則として認めない。

(別刷)

第10条 希望により別刷を作ることができる。その経費は別に定める内規により、投稿者が負担する。

(Web掲載)

第11条 本誌に掲載された論文は電子化し、本会ホームページ及び学外サイトを通じてインターネットに公開する。その際の著作権のうち、複製権及び公衆送信権は本会に帰属するものとする。

「地域政策研究」執筆要領

1. 原稿の作成

原稿は、原則としてワープロで作成し、A4判用紙を使用して、上下左右の余白を十分に（2cm以上）とり、行間に余裕を持たせて、43字×34行でプリントする。また、電子データも提出する。原稿用紙を使用するときは、明瞭な楷書で書く。

2. 表題

日本語および英語の表題をつける。英語については、前置詞、冠詞を除く単語の文頭は大文字とする。

例 Mergers of Municipalities in the Era of Large-City Growth and Large-City Division

使用言語が日本語や英語でない場合は、使用言語による表題の他に、日本語および英語の表題をつける。

3. 要旨

論説、総説、研究ノートの和文要旨は400字以内とし、英文要旨は300語以内とする。

4. 本文

原則として章は(一)、(二)、…、節は(1)、(2)、…とし、項以下の見出しがある場合には、a、b、…、またはア、イ、…を用いる。

5. 註

本文中、当該箇所の右肩（縦書きの場合は右下）に1)、2)、…のように通し番号を付け、本文の後にまとめて、番号を付して記す。

6. 本文などでの文献引用

原則として著者の姓と発表年を示す。著者が2人の場合は「・」（英文の場合はand）でつないで2人の姓を列挙する。著者が3人以上の場合には、筆頭著者の姓に「ほか」またはet al.を付す。直接引用の場合には、「」で区切って該当するページを明記する。

7. 参考文献

参考文献の配列は、日本語文献、中国語文献、韓国（朝鮮）語文献、欧語文献の順に配列する。日本語文献は、著者名の五十音順に並べ、欧語文献は著者名（姓が先）のアルファベット順に並べる。同じ著者の文献は発表年の順に並べ、同じ発表年のものが複数ある場合には、a、b、…を付して並べる。

8. 参考文献の記述例

烏川並榎・前川橋蔵 地域住民の意識調査に関する新関東モデルの適用。地域政策研究 21：1992。22-38。

高山崎夫 環境ビジネスにおける地域政策の問題点。群馬県編『現代の地域政策』1997。123-154。観音山書院。

榛名義男『新産業政策と地域』高崎経済大学出版会。1991。

Gregory, D. V., Smith, S. P., and Asama M. Quantitative predictions for the position of regional life. *Regional Policy* 45: 1889. 256-267.

Johnston O. D. Past and present in urban Hesper. In *Living in an unequal world*, ed. R. Green, 1996. 67-95. London: Macmillan.

Macintosh, T. C., and White. L. R. eds. *Dictionary of Reginal Science*. 2nd ed. Qxford: Blackwell Publishers. 1993.

地域政策研究

第 15 卷第 1 号

2012年

目 次

論 説

水田農業の再編と大規模水田経営…………… 吉田 俊幸……………(1)

地方議会の会議録に関するテキストマイニング分析

—高崎市議会を事例として—…………… 増田 正……………(17)

ABL債務者の事業再生に伴う課題

—流動動産譲渡担保及び流動債権譲渡担保の目的資産の活用観点から—

…………… 高岸 直樹……………(33)

水田経営の構造変動と農地流動化

—新潟県長岡地域の事例により—…………… 王 倩……………(49)

総 説

長期滞在型旅行における誘因の考察

—快楽消費の視点から—…………… 白井 義男……………(65)

研究ノート

長野県飯田市における工業振興政策の方向性…………… 井草 祐美……………(81)

高崎経済大学地域政策学会正会員新刊案内……………(93)

学位論文の審査結果の要旨……………(94)

論 説

佐藤正子「和歌」を紡ぐ一言霊の導きのままに…………… 千葉 貢 …… (140)

代官岡上景能の笠懸野開発をめぐって

—正しい地域史を知ること—…………… 西沢 淳男 …… (128)

STUDIES OF REGIONAL POLICY

Vol.15 No.1 : 2012

Article

- Restructuring of Paddy Field Farming and
Large Scale Paddy Farming
..... Toshiyuki YOSHIDA (1)
- Text Mining Analysis on the Minutes of Local Assemblies
— A Case Study on the Takasaki City Assembly —
..... Tadashi MASUDA (17)
- Agenda Associated with Business Rehabilitation of ABL Debtors
— Discussion from the Perspective of Utilization of the Assets Subject to
Floating Chattel Mortgage and Floating Debt Mortgage —
..... Naoki TAKAGISHI (33)
- Structural Changes in Paddy Field Management and Liquidation of Farmland
— A Case Study in Nagaoka, Niigata Prefecture —
..... QIAN WANG (49)

Review

- The Motives for Extended Stay Tourism
— From Hedonistic Consumption point of view —
..... Yoshio SHIRAI (65)

Notes

- Course of Industrial Promotion Policies in Iida City in Nagano
..... Yumi IGUSA (81)

New Books Information (93)

The Important Point of the Examination of Doctoral Dissertation (94)

Article

- Masako Sato's Spinning Waka, 31 Syllable Japanese Poems
— Out of the Spirit of Language —
..... Mitsugi CHIBA (140)
- A Discussion over the Development of Kasakakeno by
the Local Governor, Kageyoshi Okanobori
— Correct Understanding of Regional Histories —
..... Atsuo NISHIZAWA (128)

水田農業の再編と大規模水田経営

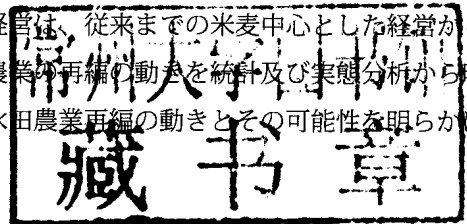
吉 田 俊 幸

Restructuring of Paddy Field Farming and Large Scale Paddy Farming

Toshiyuki YOSHIDA

要 旨

日本農業とくに水田農業は、高度経済成長以降、続いてきた兼業農家を中心とした水田社会、稲作生産システムの再編が進展している。まず、農業労働力の高齢化と担い手不足により水田農業を支えていた兼業農家や高齢農家の離農が進展している。その一方で、法人、集落営農を含む大規模水田経営が着実に増加している。しかし、大規模水田経営は、後継者問題等の継続性が課題である。さらに、戸別所得補償制度の導入の背景である米価の下落等により水田経営収支が悪化している。以上の事態に直面して、大規模水田経営は、従来までの米麦中心とした経営からの多様な経営展開を模索している。本論文では水田農業の再編の動きを統計及び実態分析から明らかにし、同時に新たな水田農業の動きを検討し、水田農業再編の動きとその可能性を明らかにする。



キーワード：水田経営、農地流動化、離農、高齢化、担い手不足

Summary

Restructuring of Japan's agriculture, especially in the paddy field farming society, mainly consisting of continuing part-time farmers, and of the rice cultivation system have been advanced since the high economic growth period. At first, the part-time farmers and the aged farmers supporting the paddy field farming have increasingly begun to retire from farming due to aging agricultural labor force and lack of successors. On the other hand, the large scale paddy field managements including agricultural companies and community farming are steadily increasing. However, the large scale rice cultivation has the continuity problems including a successor issue.

In addition, the paddy field management becomes unbalanced and got worse due to falling in rice price which was behind introduction of the individual income support allowance for farmers. Confronting those situations, the large-scale managements are seeking to make a shift from rice/wheat-centered farm management to diversified farm management. This paper shows how the restructuring of paddy field farming progresses through the analysis of the actual situations or statistically, and examine the new movement of paddy field farming to show possible restructuring of paddy field farming.

Keywords : paddy field management, liquidation of farmland, farm retirement,
aging population, short of labor force

はじめに

日本農業とくに水田農業は、大きな転換期を迎えている。その一つは、農業労働力の高齢化と担い手不足により水田農業を支えていた兼業農家や高齢農家の離農が進展していることである。その一方で、法人、集落営農を含む大規模水田経営が着実に増加している。高度経済成長以降、続いてきた兼業農家を中心とした水田社会、稲作生産システムが再編の動きとなっている。

この点について、2010年農業センサスの分析によって、橋詰は「①販売農家の減少と組織経営体と土地持非農家の増加、②借地耕地面積の急増による農地流動化の加速、③大規模経営体の農地集積の進展など予想を超える遥かにこえる変化がおこっている」と指摘した。また、安藤は、「農業解体的な動きと農業構造の再編が進んでいる」と述べている。両者の見解を整理すると、安藤の「農業解体的な動き」と「再編」とは論理的に結びつかないが、「解体」とは兼業農家を主体とする従来の水田農業構造の崩れ、新たな水田農業構造への再編が進展しているといえよう。

再編を評価する上での課題は、大規模稲作経営の安定と発展性が問われている。しかし、大規模稲作経営、法人経営ともいっても、経営の継続性や経営収支の面で大きな課題を抱えている。この点について、橋詰は「5 ha以上の増加は、高齢化しつつある農家や農業所得への依存度を低めている農家が流動化した農地を集積し、規模拡大を実現している。5 ha以上層といえども、効率的安定的担い手として位置づけることが困難状況にある」と指摘している。さらに、今回、経営体数も面積シェアの増加した組織経営体について、西川は、「組織経営体の動きが地域農業の構造変動を規定する状況が出現した」と述べている。以上の両氏の論点を検証する上で、一つは、大規模稲作経営でも後継者問題等の経営の継続性を検討する必要がある。もう一つは、米価の下落等により水田経営収支が悪化しており、その影響を検討する必要がある。この実態が、昨年より導入された戸別所得補償制度の導入の背景でもある。以上の事態に直面して、大規模水田経営は、従来までの米麦中心とした経営からの多様な経営展開を模索している。さらに、多様な

経営展開と経営形態との関係をとらえる必要がある。

本論文では水田農業の再編の動きと背景を統計及び実態分析から明らかにし、同時に実態調査により新たな水田農業の動きを検討し、水田農業再編の動きとその可能性を明らかにする。

I. 水田農業の構造変動と労働力の高齢化、後継者不足

(1) 兼業農家、高齢農家の離農と構造再編

2000年以降の農業の構造変動の動きを改めて確認しよう。2010年農業センサス結果によると、2010年の総農家数は、252.8万戸であり1990年の383.5万戸に比べて34.1%の減である。販売農家数は163.1万戸であり、90年の297.1万戸に比べ、半分近い45.1%の減である。なお、05年から10年までの減少率をみると、総農家数が11.2%なのに対し、販売農家は16.9%と5ポイントを上まわっている。5年毎の販売農家の減少率は1990～95年以降、最大である。

なお、経営耕地規模別にみると、1ha未満が19.2%減の89万7千戸、1～2haが17.2%減の41万3千戸と経営規模が小さい層の減少率が高くなっている。

ところで、増加しているのは、農家以外の事業体と集落営農及び農家では5ha以上層と土地持ち非農家、自給的農家である。まず、5ha以上層は、90年の2.6万戸から10年の5.8万戸へ2.2倍に増加し、特に10ha以上層は3,424から14,464戸へ、4.2倍の大幅な増である。販売目的の農家以外の農業事業体は、00年から05年までが82.2%の増、05年から10年までが45.1%の増であり、10年間で2.5倍の増である。また、集落営農組織については、農水省集落営農実態調査によると、05年から10年の間で34.9%の増加である。農業センサスで定義した組織経営体は、都府県では11.0%なのに対し、稲作組織経営体は174.1%の増加となっている。

一方で、2010年の土地持非農家は、05年に比べて14.4%増の137万4千戸であり、00年に比べて25.4%増である。2010年の自給的農家は05年に比べて1.4%増の89万7千戸であり、00年に比べて14.4%増である。

また、農業問題研究学会における前記平林報告では、2010年における5ha以上の水田シェアは、5ha以上が20.8%、組織経営体が13.1%であり、両者で33.9%と1/3を超え、しかも15.9ポイント増加していることを指摘している。ところで、両者のシェア合計が1/3を超えているのは、東北の41.6%で、北陸の42.0%、東海の34.0%、北九州の36.0%である。

以上の動きを水田農業に着目して整理すると、水田農業を支えていた零細兼業農家や高齢農家が主として離農により大幅に減少している。というのは、減少率が高い販売農家の2ha未満層の多くは、稲作を主体とした兼業農家もしくは高齢農家だからである。その一方で、5ha以上層とくに10ha以上層及び法人経営、集落営農数が大幅に増加するだけでなく、面積シェア拡大している。構造変革が遅れている指摘された都府県の水田農業も、東北、北陸、東海、北九州では、センサス結果の数字でも構造再編が進展している。

(2) 後継者不足の深刻化

2010年農業センサス結果で示された構造再編の動きは、今後も加速化されると予測される。販売農家の基幹的農業従事者は5年間で18万人、8.5%減少した。基幹的農業従事者の65歳以上の割合は男子が62.9%であり、女子が62.2%であり、70歳以上が男子が48.6%、女子が46.3%と約半数を占め、75歳以上が、約3割となっている。基幹的農業従事者の減少を最小限にとどめたのは、75歳以上のシェア拡大であり、同時に、農業労働力でみれば、70歳以上により農業生産が支えられている状況となったといえよう。さらに、経営主の年齢をみると、販売農家では65歳以上が49.5%と半分であり、75歳以上が22.1%を占めている。以上のように、労働力の面でも経営主の面でも高齢化がさらに進展したのである。

労働力の高齢化とともに経営継承の問題は、深刻化している。販売農家のうち後継者が未定の農家は、40%も存在している。しかも、後継者未定の農家は、65～69歳では38%、70～74歳では35%、75～79歳では31%、80歳では25%となっている。経営主の年齢が65歳以上が半分以上を占めているので、販売農家のうち15%と程度が経営継承が困難であると推測される。

この点は幾つかの地域での実態調査、アンケートでも明確に示されている。岩手県花巻農協のアンケート調査（JAはなまき平成22年、管内全農家対象、回答数14,341）によると、5年後の農業の従事状況は「法人化もしくは集落営農へ全て任せる」が11.4%であり「誰も農業に従事していない」が20.4%である。約1／3が5年後には、家族経営では農業従事者がいない状況になると回答している。なお、「誰も従事しない」理由は、「後継者がいない」と「農業以外の仕事に専念」（離農）とが半々である。

さらに、「後継者が一緒に農業をやっている」が11%なのに対し、「後継者がいない、決まっていない」が29%、「自分の代で農業をやめる」が20%である。「自分の代で農業をやめる」が「後継者が一緒に農業をやっている」を9ポイントも上回っており、「後継者がいない、決まっていない」と合計すると半分以上を占めている。

さらに、5年後の農業経営の状況をみると、「経営の全部を委託したい」が20.1%を占め、「縮小」が11.3%、「経営の一部委託」が6.4%であり、委託と縮小との合計が37.9%を占めている。一方、「拡大」は3.6%にすぎない。借入農家のうち、28.5%が借入地の縮小を希望し、一方、「貸していない農家」のうち22.3%が5年後に貸付を希望している。

経営耕地規模別に5年後の農業の従事状況をみると、「30a～1ha」では「誰もいない」が18.4%、「法人・集落営農」が11.5%であり、「1～2ha」では「誰もいない」が12.2%、「法人・集落営農」が10.4%である。さらに、「2～4ha」でも「誰もいない」が8.8%、「法人・集落営農」が9.5%である。また、30a未満では半数以上が「誰もいない」か「法人・集落営農に任ず」であり、零細農家の3割程度が離農か集落営農等への委託を考えている。

「5年後の農業」をみると、「30a～1ha」では「経営の全部委託」が21.8%「縮小」が11.9%、「経営の一部委託」が6.8%であり、3者が39.0%を占めている。また、「1～2ha」で

表 5年後の労働力（はなまき農協調査）

単位：上段：戸数 下段：%

		合計	自分 自身	配偶者	後継者・ その配偶者	両親	兄弟	その他 家族	法人・ 集落営農	だれも いない
経営面積	合 計	13755 100.0	7967 57.9	3262 23.7	2517 18.3	425 3.1	150 1.1	283 2.1	1562 11.4	2805 20.4
	30a未満	3268 100.0	1294 39.6	424 13.0	321 9.8	55 1.7	30 0.9	96 2.9	476 14.6	1302 39.8
	30a～1ha	4357 100.0	2581 59.2	1041 23.9	810 18.6	129 3.0	51 1.2	74 1.7	501 11.5	802 18.4
	1～2ha	3160 100.0	2078 65.8	844 26.7	651 20.6	116 3.7	34 1.1	61 1.9	329 10.4	387 12.2
	2～4ha	1573 100.0	1126 71.6	520 33.1	372 23.6	64 4.1	14 0.9	22 1.4	149 9.5	139 8.8
	4～10ha	1028 100.0	684 66.5	327 31.8	279 27.1	48 4.7	13 1.3	20 1.9	78 7.6	104 10.1
	10ha以上	369 100.0	204 55.3	106 28.7	84 22.8	13 3.5	8 2.2	10 2.7	29 7.9	71 19.2

は「経営の全部委託」が15.5%、「縮小」が12.3%、「経営の一部委託」が8.2%であり、3者の合計で36.9%を占めている。つまり、花巻農協管内の農業とくに水田農業は5年後には、小規模層を中心に水田と稲作等の生産からの離脱が着実に進行すると想定される。

以上のように、水田農業を支えてきた兼業農家や高齢農家の離農もしくは自給農家化が急速に進展し、今後さらに、進展することが予想される。問題は、これらの農家の離農にともなう農地の受け手である大規模経営の安定性と継続性にある。

Ⅱ. 大規模水田経営の現状と課題

（1）経営主の高齢化と後継者問題

大規模水田経営の安定と継続性を確保するには、後継者問題と稲作等の経営収支の悪化を克服することが課題となっている。まず、大規模水田経営の後継者問題について、平林は、「経営継承に課題を抱える大規模農家が一定程度、確認できる」こと及び「大規模農家において、経営移譲が難しいために、リタイアできず、農地を維持している構造にあると考えられる」と指摘している。ところで、5ha以上層の経営主が65歳以上の割合は、5～7.5haが27.5%であり、7.5ha以上は20%台である。大規模農家でも、20～30%台が後継者への経営継承が完了していないか後継者が不在である。さらに、後継者のいない農家率は、5～10haでは、経営主の年齢65～75歳が20%台、75歳以上が15%前後である。10～15haでは65～75歳が20%前後、75歳以上が11～12%であり、15ha以上では65～76歳が15%前後、75歳以上が10%である¹⁾。なお、

後継者がいる農家でも、後継者が農業を主としているとは限らないことを考慮すると、大規模農家でも経営継承が困難な農家が少なからず存在していることを農業センサス結果を示している。この点を実態調査で以下、検証する。

前記はなまき農協のアンケートによると、5年後の農業への従事状況は、「4～10ha」では、「法人化もしくは集落営農へ全て任せる」が7.6%であり「誰も農業に従事していない」が10.1%である。「10ha以上」では、「法人化もしくは集落営農へ全て任せる」が19.2%、「誰も農業に従事していない」が7.9%で両者合計で27.1%であり、「1～2ha」や「2～4ha」よりも高い割合となっている。なお、「後継者が就農している」割合は「4～10ha」が27.1%、「10ha以上」が22.8%である。「後継者が就農していない」農家で経営主が高齢化している場合には、「4～10ha」では17.7%が、「10ha以上」では27.1%が、「農家」としての経営継続が困難となり、離農もしくは新たな経営形態への転換が迫られている。なお、「10ha以上」の場合には、経営発展の一形態として法人化等を検討している例もあるが、後継者の確保が困難な例が少なくなく、後継者の確保のために法人化や集落営農を検討せざるをえない状況にある。

さらに、「5年後の農業の状況」をみると、「4～10ha」では、「経営の全部委託」が10.4%「縮小」が13.0%、「経営の一部委託」が4.3%であり、3者合計が27.7%である。一方、「拡大」が15.2%であり、「委託」や「縮小」の3者合計が「拡大」よりも12.2ポイントも上回っている。「10ha以上」では「経営の全部委託」が13.0%「縮小」が11.2%、「経営の一部委託」が3.8%であり、3者合計28.3%であり、「拡大」の19.2%に比べて9.1ポイントも上回っている。また、5年後の借入地について、縮小が「4～10ha」で21.1%、「10ha以上」が17.7%である。4ha以上さらには10ha以上でさえも、「離農」と「縮小」が「拡大」を上回っており、大規模経営の経営縮小や離農にともなう借入地の管理が新たな課題となっている。

以上のように、花巻農業の担い手である4ha以上さらに10ha以上も、5年後の状況をみると、労働力がいないが約20～25%を占め、経営の縮小、離農が約27～8%を占め、拡大を約10ポイントを上回り、その結果、借入地の返還意向を持っている農家が少なくない。しかも、経営耕地が大きな生産者であっても、5年後において、離農、縮小を志向する生産者が少なく、そのため、集落営農、法人化に期待しているのである。そのため、5年後についてみると、現状の生産者と生産システムでは水田農業の維持が困難となっている。

以上の動きは、新潟県長岡市三島、矢板地区の担い手農家へのアンケート調査でも同様な結果である。まず、経営主の年齢は、60歳以上が69%であり、うち65歳以上が27%である。さらに、経営主60歳以上について、後継者の状況をみると、「農業に従事している」が3戸（6%）、「予定しているが農業に従事していない」が14戸（27%）、「決まっていない」が14戸（27%）であり、「他出している」が4戸（10%）である。なお、「予定しているが農業に従事していない」のうち、「農繁期に手伝っている」が7戸のみである。なお、65歳以上では、「農業に従事している」が1戸（7%）、「予定しているが農業に従事していない」が7戸（50%）である。したがっ

て、60歳以上の経営主の担い手農家でも、「農業従事」もしくは「農業手伝い」が1／4程度であり、3／4は農業に従事していない。さらに、65歳以上の経営主では、「農業に従事している」が1戸であり、経営継承問題に直面している。

さらに、経営耕地規模別にみると、10ha以上（16戸）でも「農業従事」が3、「予定しているが農業に従事していない」が3、「決まっていない」が7、「他出している」が2、「その他」が1である。「農業従事」が19%、「後継者予定」が38%となっている。さらに、7.5～10ha未満で11戸中、「農業従事」が1、「予定しているが農業に従事していない」が6、「決まっていない」が3、「他出」が1であり、その多くが後継者の就農のメドがたっていない。以上のように、大規模農家でも、後継者が確実に農業を就業しているのは、一部であり、経済環境や農業環境によっては後継者を確保できない状況にある。

さらに、5年後の農業従事者についてみると、経営主が37戸（70%）であり、後継者が11戸（21）のみである。第二位は「法人化もしくは集落営農」が12戸（15%）である。約1／4の農家が、農家の枠組みとは異なる経営形態を模索している。「法人化もしくは集落営農」を想定している農家は、経営主の年齢は65歳以上が9（64%）、後継者については「予定しているが農業に従事していない」が2で、残りは「決まっていない」もしくは「他出」である。また、「法人化もしくは集落営農」を想定している農家は、経営耕地規模別にみると、5ha未満が4、5～7haが4、7.5～10haが2、10ha以上が1である。5ha未満層もいるが、5ha以上の担い手も含まれている。

以上のように、後継者不足により経営継承が困難な大規模水田経営が、農業センサスでは1割、花巻、長岡の実態調査で約1／4程度、存在している。しかも、花巻、長岡の事例では後継者不足により大規模水田経営は農家の枠組みとはことなる集落営農、法人に経営継承を求めていることが注目される。この動きについては、富山県砺波地域の事例で検討する。

（2）稲作経営収支の悪化と戸別所得補償制度

稲作への戸別所得補償制度が一昨年より試行的に、昨年より本格的に実施された。戸別所得補償制度は、「販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する」ことである。制度の趣旨からみて、稲作において販売金額が生産費下回っていたのである。ところで、戸別所得補償制度では標準的生産費（経営費＋家族労働費の8割）は、60kg当たり13,700円であり、標準的販売価格が11,960円であり、その差額を10a当たり1万5千円を定額部分として支給することになっている。

農水省資料によると、22年産販売額10,260円では、2ha未満では経営費を賄えない状況にあり、2ha以上とくに5ha以上でも経営費は賄えるが、家族労働費が賄えない状況にある。なお、標準的販売価格では、1～5haでは経営費は賄えるが、家族労働費が賄えない状況にあり、5ha以上のみが利潤がでる状況にある。22年産の場合には、米価が標準的販売価格よりも低下し

たため、定額部分に加え、定額部分が支給されたが、それでも、利潤を確保できたのは、2 ha 以上層のみである。

次に、米生産費調査（21年産）により、土地純収益（粗収益－地代を除く生産費）をみると、都府県では、3 ha未満の土地純収益はマイナスであり、支払小作料を上回るのは5 ha以上のみとなっている。北海道では、土地純収益が5 ha未満がマイナスであり、支払小作料を上回るのは10ha以上のみとなっている。以上のように、稲作経営収支は米価下落によって悪化し、大規模経営といえども利益を確保することが困難となっている。

稲作収支の悪化は戸別所得補償等の補助金とその使途にも表れている。前記長岡市三島、矢板地区の戸別所得補償農産物販売収入額に対する戸別所得補償等の補助金の割合は、2割以下が2割、2～4割が6割、4～6割が2割、6～8割が1割となっている。また、その使途をみると以下の通りである。農産物販売金額100～300万円では、赤字補填が1、借金返済が1、所得減少分カバーが2、300～500万円では、赤字補填が2、所得減少分のカバーが4、稲作への機械投資が1である。さらに、1,000万円以上でも赤字補填が1、所得減少分のカバーが6となっている。稲作経営の収支悪化を反映し、所得補償等の補助金は、収入面でも農産物販売額の2～4割程度を占め、その用途は赤字と所得確保のためであり、水田経営にとって不可欠な状況にある。しかし、所得のカバーであり、積極的な投資に向かっていないのである。

所得補償制度が導入されても、稲作作付規模3 ha未満は、労働費をカバーできる状況になく、また、大規模稲作経営でも稲作経営収支が安定している状況にない。以上の状況をふまえ、水田経営は多面的な経営展開をおこなっている。

Ⅲ. 大規模水田経営の多様な経営展開－砺波地区事例から－

後継者問題や稲作経営収支の悪化により兼業農家や高齢農家が急速に離農、縮小し、大規模水田経営が増大しており、水田農業の構造再編が進展している。しかし、大規模水田経営も後継者問題や稲作経営収支が悪化により、経営の継続・安定性の面でも課題を抱えている。新たな事態に直面して、構造再編の動きとともに水田経営の多様な経営展開する動きが生まれている。構造再編の先進的な動きと多様な経営展開の動きを各地の事例から検討し、今後の発展方向を検討する。

（1）日本最大規模の水田経営の新たな展開－サカタニ農産－

まず、大規模水田経営の多様な経営展開の動きを象徴的に示す事例は、水田経営のリーダー的な存在で、最大規模の水田経営「サカタニ農産」の事例である。サカタニ農産は、富山県砺波地区福野町に立地し、経営面積331ha、売上高4億2千万円（22年度）である。稲作を中心とした大規模経営であるが、この経営の特徴は、米については長年独自販売を行っており、「ワール

ドエース」というブランドを持っていることである。もう一つは、米や麦、大豆だけではなく、果樹に加え野菜を導入し、経営の新たな展開を目指している。果樹に加え野菜を取り組んだ理由は、米麦大豆は、政策により価格も販売条件も変化するので、政策に影響を受けない部門を確立し、政策に影響を受けない経営を目指すためである。

農事組合法人の概況は以下の通りである。資本金4,100万円（出資戸数26戸）で、正社員31名うち4人が女性で平均年齢38歳である。その他、60歳定年者の再雇用で年間雇用6名と臨時雇用と大学生インターシップである。

まず、経営面積は、23年産が331haであり、平成20年の301.7haと比べ30ha、22年の311.5haと比べ20ha増である。平均すると年に7～8ha程度増加している。23年の場合には、10ha程度の担い手の経営面積を引き継いだために20haが増加した。統計等で分析した担い手の離農が現実の動きであることを示している。

経営内容は、以下の通りである。水稻が215ha、大麦が61.6ha、プラス受託7.1ha、大豆が28haである。

米は、事前契約に沿った直売である。品種はコシヒカリ（全体の68%）、ミルキークイン、アキタコマチ、てんたかく等の8種類栽培している。相手の要望に沿った品種と栽培方法により事前契約をしている。販売先は小売26社、卸6社である。ワールドエースというブランド米が2割で1万8千～9千円の販売単価である。残りは、1万6千円台が1／3、1万4,700円台が1／3である。その他は地元での販売となっている。その結果、農協系統を通じて出荷するよりも2,000～3,000円／60kg程度高い手取りを実現しており、経営基盤となっている。米の販売は、食糧法制定以前から開始しており、相手の事前交渉による契約栽培方式を全ての米において、適用していることは、先駆的な事例といえよう。

米麦以外は、果樹（リンゴ、桃）が2.7haである。桃は贈答用を中心とした販売であり、リンゴは直売が中心である。リンゴ、桃は、富山県の産地化に貢献している。今後は、柿の産地化を目指している。白菜、キャベツ、タマネギという重量野菜は、22年が10.0ha、23年が25haである。うち、キャベツが14ha、白菜5haであり、ユウキフーズというおかず宅配会社との契約栽培をしている。また、タマネギ4haであり、ラーメンのチェーン店との契約栽培である。さらに、ニンニク、ゴボウ、ブロッコリー、レタス、にんじん等の野菜が9.0haであり、直売所やインショップ5店舗で販売している。米麦以外の果樹、野菜は、4億2千万円のうち5千万円未満であり、部門損益では十分な利益をあげていない。しかし、政策に影響を受けない経営づくりと、野菜、果樹の販路が業務用やインショップであり、米の販路確保につながるし、外食等の連携による新たな事業展開の可能性をもっている。とはいえ、当法人も、補助金収入が6千万円を超えており、経営収支の面では無視し得ない額となっている。しかし、当法人はその補助金の存在が米麦作の経営補填ではなく新たな経営展開に向かっていることが、戸別所得補償制度を活用した積極的な経営展開となっている。

(2) 構造再編が進展した砺波市における法人、集落営農の多様な事業展開

次に、「組織経営体の動きが地域農業の構造変動を規定する状況が出現した」（前記西川報告）と指摘されたが、その先進地である富山県砺波市の組織経営体の多様な展開を検討し、水田農業再編の動きを検証する。

富山県は、北陸4県内で最も借地率が高く、かつ、大規模な組織経営体による経営耕地のシェアが高い。組織経営体の借地シェアは2010年農業センサスによると、60.5%に達し、20ha以上層の経営耕地シェアは、30.9%（20～30ha未満：9.0%、30ha以上：21.9%）と都府県でもっとも高い県である。さらに、農家の経営耕地が減少しており、2010年農業センサスが示した水田農業再編の一つの典型である。そのなかでも、構造再編が進展した砺波市の組織経営体の多様な経営展開を検討し、構造再編の動きを明らかにする。

砺波市は富山県の中でも2010年の利用権設定率（42.1%）、利用権設定面積（2,096ha）ともに高い地域である。そこで富山県砺波市を事例として、担い手による水田経営面積の拡大プロセスを明らかにする。砺波市では、「砺波市水田農業推進協議会」を中心に認定農業者および集落営農組織の育成が推進されている。認定農業者（法人を含む）および集落営農組織の水田経営面積におけるシェアは、2005年度から2007年度にかけては毎年10%近く上昇している。2007年度以降認定農業者および集落営農組織の水田面積のシェアは7割以上を占めるに至っている。

砺波市の2010年度における認定農業者数は126経営体、集落営農組織は36経営体である。なお、認定農業者の中には法人化した集落営農組織17経営体も含まれている。認定農業者の砺波市内の水田面積におけるシェアは51.7%である。これを規模別にみると水田面積「4ha未満」の経営体のシェアは1.0%、「4～20ha」は12.5%、「20ha以上」が38.2%を占めている。また認定農業者のうち法人化しているのは39経営体であり認定農業者の3割を占める。

次に集落営農組織（任意組織）については、水田面積シェアは20.3%である。同様に規模別にみると「4ha未満」は0.1%、「4～12ha」は4.1%、「20ha以上」が16.1%を占めている。なお、「協業の集落営農組織」（共同作業、経理の一元化）は17.8%、「共同作業・共同利用組織」（共同機械の個別利用または共同作業、経理は個別）は13.2%、であり、全体の31%を占めている。その要因は、市を中心とした「砺波市水田農業推進協議会」が集落営農を積極的に育成しているからである。

したがって、砺波市の農業は、「20ha以上」の法人経営を含む認定農業者と集落営農によって7割がカバーされている。法人経営と集落営農とでは、構成員の就業形態、経営内容、経営の発展方向も異なっており、水田農業を支えてきた従来の兼業農家等がリタイアした水田農業再編の方向を示唆している。法人経営は農業専従者による規模拡大、経営の多角化型であり、集落営農は兼業農家の地域互助組織的な性格をもっている。この二つが共存し、発展していることに砺波市の特徴であり、今後の我が国の水田農業の構造再編の方向を示唆している。以下、法人経営と集落営農の経営内容を検討する。

(3) 規模拡大と経営の多角化をめざす法人経営

(a) 事組合法人R法人－規模拡大とりんご、野菜等による多角化

この法人は二十数年の歴史をもち、理事は4年前に世代交代し、3名の理事は、54歳、34歳、34歳と若い世代である。従業員は7名（内男4名、女3名）であり、24年より新卒2名（地元高校1名、富山県内1名）を雇用する計画である。退任した理事が手伝いをしている。

経営面積は、107haである。米麦は、水稻75ha（うちてんたかく12ha、コシヒカリ51ha、新大正もち12ha（直播6ha））、大麦33ha、裏作大豆7haである。

米の販売等は、平成4年より有機米、現在特別栽培米を実施している。オーナー制度（県人会等）やインターネットで販売するとともに県内業者（3社）へ農協出荷よりも4千円（60kg）程度、高い水準で契約販売している。そのほか、飯米（地主）1,500袋を9,000～8,500円で販売している。もち米は近くの餅加工会社と契約栽培である。

りんご（1.7ha）は6戸で生産組合を組織し、りんごネットワークで直売している。さらに、インショップでの野菜販売（地元スーパー、トマト育苗ハウス150坪、トウモロコシ（大麦後）軟弱野菜やりんごを販売している。

今後は、水稻を100haを目標とし、キャベツを導入し、野菜部門を強化したいとのことである。毎年2～3haは確実に増加しており、集落内には15haの個別経営しか存在しないので、借地は確実に増加すると考えている。経営面では売上の1／3が戸別所得補償制度等の助成金であり、理事2名の退職金ため、剰余金を取り崩したので、運転資金として役立っている。

(b) 水稻から野菜を中心とした経営の多角化をめざすM株式会社

M株式会社は、集落営農組織から出発した水稻と施設野菜が中心の経営である。1990年に兼業農家8名が出資して農事組合法人を設立した。設立の際には集落全戸参加を目指していたが、経営の一元化などに理解が得られず、集落内の6名（10ha）および他地区の2名（5ha）での設立となった。1991年頃から定年退職するメンバーのための就業の場として野菜部門を設けた。ただし当初は野菜部門は個人の独立採算とした。その後野菜部門を強化し、1995年に法人としてミディトマトの栽培を開始し、地元スーパーとの契約栽培とした。2000年には同じく白ネギの契約栽培を開始した。こうした契約栽培の進展もあり、2003年に株式会社化した。2009年にはハウスを15棟（21a）増設し、冬場の作業として軟弱野菜の栽培を開始した。2011年には増資して新たに30～40代の若者2名が株主として加わった。

経営耕地面積は45ha、うち水稻28ha、大豆6ha、ネギ7haである。ほかにハウス20棟でミディトマト、ミズナ、コマツナ、ホウレンソウ等の軟弱野菜を栽培している。

現在は出資者8名中3名が出役し、他に出資者でもある常時雇用者2名（30～40代）、常時パート3名（男性2名、インショップ担当1名）、季節パート20名が従事している。

コメの販売は従来までは直接販売が2割、JAが8割であったが、本年より東京、富山の業者へ販売を開始した。今後も、販売額の確保のために、直接販売の部分を拡大していく計画である。

今後は販売額確保のため直接販売部分を拡大していくとのことである。ネギを中心とした野菜は、規格に応じて、アルビス（スーパー）へ7割（A品）、加工用（ユウナフーズ、スエツグー金沢）へB品、インショップ（C品）へ販売している。つまり、規格に応じてスーパーとの直接契約、加工用、インショップに出荷している。なお2010年の農産物販売収入は6,900万円であり、うち米が2,700万円、野菜が4,200万円その他助成金1,700万円、11年は米が8,200万円、米が3,700万円、野菜が4,500万円、助成金が1,100万円であった。去年は米価下落により、米は300万円の赤字であった。今後も水稻の規模拡大を図る予定はないという。水稻28haのうち直播が11.5haであり、管理作業を地主へ委託（水管理、畦草刈り、農薬散布—1万3千円／10a）しているからである。現在は半径2km圏内で水田を集積しており、今後、ここからさらに10ha程度の農地集積が見込める。しかし法人の所在する地区（旧村）には7集落に11の集落営農組織があり、これ以上の規模拡大は難しいと判断している。そのため今後は水稻の独自販売を行うほか、軟弱野菜の栽培を中心としていくとのことである。なお、水稻部門27haの収支をみると、戸別所得補償等の助成金が収支の安定に大きく寄与しており、法人経営の経営基盤になっている。

（c）米と花卉、野菜の複合家経営—T法人

この法人は、二つの農事組合法人が合併した法人であり、組合員9名であり、常勤役員4名、パートが1名、従業員が7名うち男4名、女3名である。他に、就業支援が1名、パート女性100人／日（花の補助作業）である。

水田は125haで水稻が83ha、大麦が22ha、大豆が38haである。コシヒカリの60%を農協出荷であり、残りは地元と外食等で販売している。

露地野菜は60aでキャベツと白菜で2回転し、インショップと給食センターで販売である。また、ハウス8棟（600坪）うち3棟でパンジー、鉢物、葉牡丹を23万鉢栽培し、地元の花壇用及び葉牡丹は名古屋、大阪、地元で販売している。また、5棟は軟弱野菜と育苗（カボチャ、タマネギ、白菜、キャベツ）を行っている。なお、ハウス部門は、役員1人と女性52歳、23歳とパートが担当している。

売上高は農産物が9,500万～1億円であり、助成金込みで1億3千万円である。集落営農と競合するため、飛躍的な規模拡大が望めないで、野菜、花卉部門を強化する計画である。

（d）規模拡大志向の組織経営体

D法人は水稻主体の農事組合法人である。1978年に有志の農家5人が集まり機械の共同利用を開始し、1981年に法人化している。

2011年の経営面積は田が105haであり、うち水稻70ha、大豆・大麦35haを作付している。この他にハウス1棟を利用して夏期はトマト、冬期は白ネギを生産している。このほかに作業受託を行っており、田植え・代かき3ha、稲刈り5～6haを受託している。

労働力は常勤役員3名（40代1名、50代2名）が作業に従事するほか、正職員が5名（40代1名、30代3名、20代1名）、パート職員が4名である。その他、繁忙期にはアルバイトを雇用